記

第一條　社宅立退問題は當分之を延期すること

第二條　賃銀は規定時間外就業の場合

1　日給者は定給の八分の歩增金を支給す（但一時間に付き）

2　日給一圓未滿の者は定給の一割增とす

3　精分者は從來の工賃の一割五分增とす

本條は昭和九年二月二十日より之を實施す

第三條　爭議中の日給及爭議費用は之を支給せず

但同情金として金一封を供與す

第四條　從來の個人的感情を清算し工場本位に誠意を以て協力一致發展を期すること

右覺書參通を作製し之を一通宛所持す

昭和九年二月十九日

工場主代理　高木梅太